

2020年9月18日

文部科学大臣

萩生田 光一 様

香害をなくす連絡会（以下7団体）

特定非営利活動法人 日本消費者連盟

特定非営利活動法人 ダイオキシンの環境ホルモン対策国民会議

特定非営利活動法人 有害化学物質削減ネットワーク

認定特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター

香料自粛を求める会

日本消費者連盟関西グループ

反農薬東京グループ

学校等における香料を含む製品の使用自粛を求める要望書

日頃より、教育行政にご尽力いただき、厚くお礼を申し上げます。

私共「香害をなくす連絡会」は、柔軟仕上げ剤、香り付き合成洗剤、消臭除菌スプレー、制汗剤、芳香剤などの香り付き家庭用品による健康被害“香害”に取り組む市民団体で構成される連絡会です。

これらの製品の多くには、有害性のある香料、消臭成分に加えて、効果持続のために、プラスチック（合成樹脂）製のマイクロカプセルやそれに類するものが使用されています。このマイクロカプセル類は、刺激により破壊され、PM2.5サイズともなり、空気中に飛散すると共に、揮発性有機化合物（VOC）が放散され、これが健康被害を拡大させていると考えられています。

当連絡会が、2019年12月下旬から2020年3月末日まで「香りの被害についてのアンケート」を実施したところ、9332名の方から回答があり、内7000名以上が香り付き製品により健康被害を訴えていました。被害が高じ、アレルギー、喘息、化学物質過敏症を発症・重症化する事例があり、通勤・通学に支障をきたしている方々が、1100名を超えています。うち通学に支障を来している児童生徒は50名近くに上ります。

香害で、一番懸念されるのは、大人より化学物質の影響が大きいとされる子どもたちの健康です。教室という狭い空間に、大人数の児童生徒が長時間過ごします。家庭で使用した香り付き製品が、子どもたちの衣服に付着して学校に持ち込まれたり、高学年では制汗剤を教室で使用したりすることで、教室内の空気が、香料・消臭成分、揮発性有機化合物、マイクロプラスチックなどで汚染されている可能性があります。

現在、新型コロナウイルス対策がなされていますが、ウイルス同様、目には見えないマイクロカプセル類の微粒子が空気中を舞うことで、ウイルスがそれに付着し、吸い込む危険性さえ示唆されているのです。

誰しもが等しく教育を受けられるはずの学校で、香り付き製品の化学物質に曝露して健康を害され、望んだ教育が受けられなくなってしまう現状。学校での香り付き製品の使用自粛は喫緊の課題です。

既に、2019年3月19日付けにて「学校等における香料を含む製品の使用自粛を求める要望書」を貴省に提出しておりますが、その要望項目に加えて、新たに以下の要望を致します。

恐縮ですが、9月30日までにお返事を頂きたくよろしくお願いします。

記

1. 教室の空気質の現状を知るために、臨時の抽出検査にて、生徒が教室内にいる状態での、室内の総揮発性有機化合物（TVOC）濃度を測定し、その値が室内空気質の暫定目標値 $400\mu\text{g}/\text{立方メートル}$ を超えていないかを確認してください。

同様の状態で、浮遊粉じんの測定、ならびに、ホルムアルデヒド値の測定もして下さい。

「学校環境衛生基準」では、児童生徒がいない教室等においての検査が前提ですが、通常の授業が行われている環境条件の教室等での検査を妨げるものではないと思われます。

なお、教室が高濃度の VOC で汚染されていると、子どもの学力低下を引き起こす恐れがあります。

ちなみに、令和2年4月9日独立行政法人国民生活センター発表の「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供（2020年）」におけるテストでも、TVOC を測定しています。この情報提供内、「専門家からのコメント」では、香りをマイクロカプセル化することで、一定レベルの香りが長い時間、環境中に存在し続けることを問題視しています。また、放散される VOC の中には、においのある成分のほか、においのない成分があることを指摘しています。同情報提供内の「消費者へのアドバイス」によると、恐らくは「においのない VOC の成分に強く反応してしまう人がいる」ことへの言及があります。（残念ながら、その成分については明らかにされていません。）

「学校環境衛生基準」によりますと、ホルムアルデヒドの発生源となる可能性があるものとして、「メラミン系の接着剤」の記載がありますが、マイクロカプセルには接着作用のあるメラミン樹脂も使用されています。

2. 研修会等の機会を通じて、学校教職員に対して、香害についての情報を周知してください。

具体的には、香害の被害に遭っている児童生徒のために、全国の先進的な取り組み事例を収集し、事例集を作成したうえで、貴省主催の「健康教育食育行政担当者連絡協議会」、「学校環境衛生・薬事衛生研究協議会」、「健康教育指導者養成研修」ならびに全国の自治体から要請された研修会などで周知してください。

添付資料

- ・アンケート調査結果
- ・2019年3月19日付「学校等における香料を含む製品の使用自粛を求める要望書」
- ・令和2年4月9日独立行政法人国民生活センター
「柔軟仕上げ剤のにおいに関する情報提供（2020年）」

問い合わせ先：日本消費者連盟

「香害」担当 杉浦 陽子

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 1-9-19-207

Tel : 03-5155-4765

Fax : 03-5155-4767

Mail : sugiura@nishoren.org